

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年 10 月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500241号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500051号

第1 結論

請求者のA社における令和5年1月13日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

令和5年1月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年1月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年1月13日

厚生年金保険の記録によると、A社から支払われた請求期間の賞与について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、A社から提出された請求者に係る令和5年分給与所得に対する源泉徴収簿及び賃金台帳並びにB市から提出された請求者に係る令和6年度市民税・県民税等(回答)により、請求者は、同社から請求期間に40万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500265号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500052号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成29年12月19日は30万4,000円に、令和元年12月18日は25万3,000円に訂正することが必要である。

平成29年12月19日及び令和元年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月19日及び令和元年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成29年12月19日
② 令和元年12月18日

厚生年金保険の記録によると、A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているため、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成29年分及び令和元年分給与所得の源泉徴収票及び賞与明細書、A社から提出された請求者に係る平成29年分及び令和元年分給与所得に対する源泉徴収簿及び賃金台帳により、請求者は、同社から請求期間①は30万4,000円及び請求期間②は25万3,000円の賞与の支払を受け、当該各期間の賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明と回答しているが、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所へ提出していることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500321号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500053号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月11日の標準賞与額を30万7,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月
② 平成27年12月

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録がないので、当該記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間②について、請求者から提出された預金異動明細表及び同僚の賞与明細書により、請求者は、請求期間②にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、請求者から提出された預金異動明細表及び同僚の賞与明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万7,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②の賞与支払年月日については、前述の預金異動明細表から、平成27年12月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求期間②に係る厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、A社は、平成 28 年以降のデータしか保存していない上、当時の担当者は既に退職しているため、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間①に係る賞与明細書は保管しておらず、賞与振込先の金融機関から記録保存の 10 年を過ぎているので平成 27 年 8 月分以降の取引履歴しか出せないと言われた旨陳述しており、請求期間①の賞与額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。